

合衆国
民間防衛

民間防衛
における
聖職者

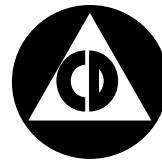


AG-25-I

連邦民間防衛局

民間防衛における聖職者は、連邦民間防衛局が制作した管理ガイドシリーズのひとつで、民間防衛活動の計画・組織・人員・運用に関する聖職者のためのものである。このガイドは連邦民間防衛局宗教諮問委員会の監修で制作された。

民間防衛における 聖職者



連邦民間防衛局

販売: 米国政府印刷局文書監督官
ワシントン 25. DC 価格10セント

米国政府印刷局 ワシントン 1951年10月

はじめに

組織宗教の指導者たちは、現在の緊張と不確実性について熟知している。我が国の安全保障に対する脅威は本物である。

ありうる災厄に対して計画することは、戦争が不可避であることを意味しないが、それに備えないことは愚劣な過失である。我が国の聖職者と宗教組織はそのような計画への能動的参画が確たる責任であり、地域の民間防衛における包括的かつ組織的役割を果たす必要がある。

組織宗教の精神的資源は全防衛努力に関して考慮しなければならないが、通常の宗教活動と宗教実践は、緊張の現代における異なる宗教の信者の安全と精神的安寧を推進する。宗教集団の相互関係と内部忠誠は感情的ストレスと不確実性の時代に生きるための安定と目的を与える。

宗教グループの礼拝と説教と宗教儀式と活動はパニック抑制に特に有益である。我が国への核攻撃やその他の攻撃の際に、我が国の宗教資源はこれまでになく必要とされる。宗教の聖職者と組織は、敵の攻撃後に家族や個人を通常の生活に復帰させるために不可欠となるだろう。したがって、勝利が実現されるまで、銃後の強化が続く。

この管理ガイド「民間防衛における聖職者」は、1951年に組織された連邦民間防衛局宗教諮問委員会の監修のもと、あらゆる宗派の聖職者の全米規模の民間防衛計画における立ち位置と機能を示したものである。運用技術詳細は、連邦民間防衛局が今後発行する助言公報や技術マニュアルなどの出版物で提示される。

このマニュアルで概説する聖職者の運営活動の一般的なパターンは、州および地方レベルでの民間防衛計画の標準モデルであり、特定の地方のニーズおよびあらゆる地域の一般的な慣行に容易に適合させることができる。

「民間防衛における聖職者」は多くの人々の成果あり、主にその企画・執筆・技術的正確性に責任を持つのは宗教諮問委員会委員である。委員は以下のとおり：

米国キリスト教会協議会Dr. Roswell P. Barnes
全国カトリック福祉評議会Paul F. Tanner司祭
米国ユダヤ教義会Dr. Norman Salit

目次

章

はじめに

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. 全米民間防衛における組織宗教の機能 | iii |
| 2. 聖職者と宗教組織の役割 | 1 |
| 3. 民間防衛の組織と訓練 | 4 |
| 4. 運営 | 7 |
| | 11 |

全米民間防衛計画における組織宗教の機能

南部バプテスト連盟Dr. J. M. Dawson委員
ルーテル教会ミズーリ会議Oswald C. J. Hoffman牧師

特にカトリック慈善全米会議のRobert Brown神父、米国ユダヤ教義会のHirsch Freund師、南部バプテスト連盟のGeorge B. Fraser、米国キリスト教会協議会Otis R. Rice牧師などの諮問委員は、時間と知識を無償提供した。

1951年6月13日にワシントンで開催された宗教指導者の民間防衛会議の代表団は、マニュアル草稿をレビューし、貴重な助言を行った。それを出版する際に、連邦民間防衛局は、米国の民間防衛を組織するという重要な任務における全宗派の聖職者の職務と支援について記載した。

1.1 宗教諮問委員会が連邦民間防衛局に提出した以下の公式声明は、管理者によって承認された。

1.2 連邦市民防衛管理者の要請により設立された宗教諮問委員会は、国民および宗教団体や政府機関にとって特に関心のある国家市民防衛プログラムの側面について管理者に助言することを引き受けた。宗教諮問委員会はまた、国の民間防衛プログラムを熟知した国の宗教組織および政府機関が、これらの危機の時代に信者の精神的指導と固い決意と精神的安寧を維持に適切だとみなす措置を講じる取り組みを開始することを引き受けた。この定められた目的に従って、宗教諮問委員会は、起こりうる民間防衛の緊急事態に備えて、連邦民間防衛局に以下の提案を行う。これらの提案を行うにあたり、それらのいくつかは既に機能していることを認識している。

聖職者の運営活動

1.3 宗教諮問委員会は、聖職者の運営活動を各地方の民間防衛組織で組織することを提案する。

1.4 これらのサービスに高度な機動性と効果を与えるために、地域の民間防衛局長は、専門の運営活動に必要な施設（輸送、通信など）を利用できるようにすることを推奨する。

適任性

1.5 正式に叙階や任命や認可されたすべての宗教聖職者および、宗教団体に登録され、定期的に宗教活動に参加している者は、民間防衛活動の参加資格がある。（この場合の宗教活動参加は、会衆内または宗教施設のための、結婚や埋葬を含む聖職者または牧師の職務の定期的な遂行と定義される。）上記に加えて、資格は地域の裁量で、聖職者の運営活動の資格があると所属宗教団体によって認定された一般人へ拡大される場合がある。

推奨される組織

州宗教諮問委員会と州民間防衛局員

1.6 各州の州知事あるいは州民間防衛局長には、以下を推奨する。連邦民間防衛局の全国宗教諮問委員会を模した宗教諮問委員会を任命すること。州宗教諮問委員会は委員の1名を委員長に指名すること。委員長は、州民間防衛員に対して、宗教組織の利益を代表していること。委員長職は委員会が定める任期で、交代で務めること。州宗教諮問委員会は宗教組織（及び聖職者活動）の利益を代表する、州民間防衛局員を指名すること。州宗教諮問委員会は、州および地方の民間防衛の運営レベルで聖職者活動の確立を奨励及び支援すること。

1.7 州民間防衛局員の宗教組織の代表者は、州民間防衛局長に対して直接責任を負う。代表者の権限は、州宗教諮問委員会と協議して、州民間防衛局長が定める。（第2章参照）

1.8 さらに、全国宗教諮問委員会は、州宗教諮問委員会との協議および支援を行う。

地域活動

1.9 運営活動は、地域の状況に応じて組織すべきであり、聖職者の地域の運営活動に参加するさまざまな宗教団体の利益を代表するために宗教執行委員会を設立すべきである。さらに、各宗教執行委員会は、その委員から、地域の民間防衛諮問委員会の聖職者代表として行動する委員長を任命すること。宗教執行委員会の委員長は、委員会が決定する期間、交代で務めること。

1.10 宗教執行委員会は、聖職者に代わって、地域の民間防衛部員で行動する代表（あるいは委員長）を指名すること。地域の民間防衛部員に関する宗教執行委員会の代表は、「聖職者運営活動の責任者」を指名すること。

1.11 聖職者の最高責任者は、地域の民間防衛局長に対して直接責任を負い、その権限は宗教失効委員会と協議して局長がさだつる。

活動の可用性

1.12 教会の管轄権または権限の制限に従い、聖職者の組織および運営活動の計画に参加する各人は、地域の運営活動の主任聖職者あるいは、非常時の自主的地域責任者の指示に従い、自分の地域内あるいは他地域で活動できるようにする必要がある。

活動の運営

1.13 いかなる民間防衛地域の運営活動の主任聖職者は、宗教執行委員会のさまざまな信仰の代表者を通じて、上記の方法で定義された権限を行使する必要がある。

宗教組織によるその他の活動

1.14 聖職者グループのメンバーによって提供された教会に加えて、宗教組織は、非常時に地域社会に貢献するため、会衆や組織を非常時や民間防衛訓練プログラムに提供する、適切なパターンを作ること。

1.15 民間防衛局は、地域社会の宗教機関と福祉機関の間の慣習的な協力パターンを認識すると想定されている。

1.16 これに関連して、全国宗教諮問委員会には、可能な限り、彼ら自身の会員から選出された既存スタッフあるいは自発的なグループを宗教施設および機関に割り当てる 것을推奨하는。

民間防衛機関の担当者の募集

1.17 教会やシナゴーグには、地域の民間防衛プログラムの公教育、採用、訓練計画において、適切と思われる方法で協力することを奨励することが推奨する。

聖職者と組織宗教の責任

2.1 民主主義社会における民間防衛は、憲法によって自由を保障され保護されている、すべての国民の責務である。すべての聖職者は、地域の民間防衛計画を熟知し、地域の民間防衛の指導者と関係を持つ必要がある。多くのコミュニティでは、地域の民間防衛組織がすでに聖職者の積極的な協力を求めており、ますます多くのコミュニティがそうすることが期待される。

聖職者の運営活動 -- 攻撃前フェーズ

2.2 攻撃とそれに伴う災害の可能性に備えて地域社会を準備するという巨大な任務において、聖職者は以下の責任を負わなければならない。

- (a) 説教と礼拝を通して人々の確固たる決意と冷静さを維持すること。
- (b) 米国でこれまでに経験したことのない規模で起こりうる攻撃の非常事態に対応するために、家族や人々に心のケアを行うことで、人々の間に責任感と精神的安全を生み出す。
- (c) (特に親グループと教師に対する)定期的な宗教教育プログラムを通じて、子どもたちの勇気と精神的幸福を維持する。
- (d) 民間防衛活動へのボランティアの参加を奨励する。
- (e) 訓練中および実際の運用において、防空監視員やレスキュー、消防など多様な民間防衛活動の牧師として行動する。
- (f) 攻撃やその他の非常時に、聖職者およびその他の宗教活動を計画、編成、準備する。
- (g) 相互扶助および移動支援プログラムにおける聖職者および宗教組織のメンバーの一部を計画および手配する。
- (h) 避難者受入エリアでの宗教活動の計画する。
- (i) 隣接する軍事施設の牧師と、攻撃の場合の協力と相互支援を計画する。

聖職者の運営活動 -- 攻撃後フェーズ

2.3 災害が発生した場合、聖職者はコミュニティの土気を維持し、回復する。攻撃後の責務には以下のようなものがある。

- (a) 様々な信仰の宗教習慣に従った職業行動：
 - (1) 重症者や瀕死者や死者への儀式の実行
 - (2) 集団埋葬の可能性を含む、死者の埋葬のための宗教活動
 - (3) 遺族の心のケアとカウンセリング
 - (4) 感情的に病んだ者の心のケアとカウンセリング
 - (5) 家を失った者や避難民、特に被災地からの避難民に対するカウンセリングと牧師としての訪問
 - (6) 子供たちへの宗教職務 (特に宗教活動や聖書クラス等)
 - (7) 必要に応じて、グループの礼拝と儀式
 - (8) 多様な民間防衛活動参加者への宗教職務
- (b) 人々の信仰への聖職者としての活動、非常時福祉活動、医療活動などの適切な専門活動への人員の紹介
- (c) 状況が許す限り、会衆や宗教組織や各人に対する定期的な礼拝と宗教活動の維持
- (d) 相互扶助および移動支援活動への参加
- (e) 遺族や苦しむ家族の恐れや不安を和らげるために、大災害の影響を直接受けていないコミュニティでの宗教職務と宗教活動

宗教組織及び集団の宗教活動

2.4 民間防衛プログラムには、宗教団体 (教会、シナゴーグ、宗教組織が運営している病院、学校、家など) と宗教組織 (青年会、社会、補助組織) が必要である。

2.5 これらの組織及び集団は、地域の民間防衛活動へのメンバーの参加を奨励する必要がある。

- 2.6 攻撃前フェーズで、宗教組織及び団体の行うべきこと:
 - (a) 地域の民間防衛機関や、区監視員と自己防衛集団の会議やその他の民間防衛の目的で、に適切な施設を利用できるようにする
 - (b) 民間防衛情報をメンバーに伝える

2.7 攻撃後フェーズで、行うべきこと:

- (a) 一時的な礼拝所を開設、整備する。

- (b) 輸送、書記支援、通信、食事、宿泊の運営活動など民間防衛活動に従事する聖職者の支援
- (c) メンバーへの、避難所や避難所地域や多数が集まる場所での宗教的カウンセリングの提供奨励
- (d) 地域の民間防衛当局と合意した計画に従った、宗教施設の施設と活動の運営
- (e) 負傷者や避難者を受け入れるための家族、集団、組織（クラブ、ホステル、学校など）の準備の支援。
- (f) メンバーへの、大量受入及び福祉センターでの臨時受入活動や、地域の民間防衛当局によって割り当てられたその他の職務の遂行など、さまざまな民間防衛活動に従事の奨励

宗教組織のメンバー

2.8 宗教組織や集団と緊密に連携している会衆は、監視員やレスキューた予備警察た、消防などの民間防衛のさまざまな活動に志願する必要がある。しかし、特定の宗教活動や聖職者の運営活動に関連する活動に参加したいと思う人もいるだろう。これらの各人の努力を、地域の民間防衛組織が十分に活用すべきである。

2.9 攻撃後フェーズでは、これらの会衆が従事する活動には以下のものがある：

- (a) 能力に応じて、祭壇奉仕者、礼拝読人、助手、秘書など、侵攻する宗教組織の聖職者の支援
- (b) 聖職者の不在下での集団礼拝や儀式の実施、必要に応じた個人的な礼拝や非公式の宗教カウンセリングなど、教会の権威や慣習や非常事態において許容される特定の宗教的行为の遂行

民間防衛のための組織と訓練

3.1 聖職者と宗教集団の民間防衛への参加の性格と範囲は、地域のコミュニティの条件、考え方、ニーズによって異なる。攻撃目標地域から離れた小さなコミュニティの聖職者は、大都市のコミュニティの聖職者と同じくらい、民間防衛努力の責任がある。

3.2 攻撃目標地域および支援地域における民間防衛計画では、聖職者とその組織の専門的活動の利用可能性を考慮に入れる必要がある。

州組織

3.3 第1章で提示した計画に従い、各州の知事あるいは民間防衛局長は州宗教諮問委員会を任命する。このような委員会は、全国宗教委員会に基づいて組織され、さまざまな信仰の代表者を含める必要がある。それは、聖職者の運営活動に関連する問題について、また教会の管理下にある宗教組織や機関の活動について、州民間防衛局長に助言する。

3.4 州宗教諮問委員会は、委員のうち1名を委員長に指名し、州民間防衛委員会に対して、組織宗教の利益を代表する。州宗教諮問委員会はまた、州知事あるいは民間防衛担当代理の承認を得て、州民間防衛部員にメンバーあるいは代表者を指名する。後者は、州民間防衛プログラムの計画、訓練、運営における宗教団体の利益を代表し、州の宗教諮問委員会と州民間防衛部員の間の連絡役としても機能する。

3.5 州宗教諮問委員会によって指名された代表者は、州民間防衛局長に直接責任を負うが、代表者の権限は委員会と協議して局長によって決定される。

3.6 州宗教諮問委員会は、連邦民間防衛局全国宗教諮問委員会に相談し、支援を求めることができる。

地域機関

3.7 州運営計画に続いて、地域で民間防衛の聖職者活動を組織する。地域の宗教集団で、民間防衛に関する全問題について、自らの利益を代表する宗教執行委員会を組織すること。

3.8 宗教執行委員会は、(1) 地域の民間防衛委員会の代表として行動する委員長を任命し、(2) 地域の民間防衛部員を務める委員を指名するものとする。後者は「聖職者運営活動長」として指名すること。彼は地域の民間防衛局長に直接責任を負うが、彼の権限は宗教執行委員会と協議して地域の局長によって決定される。地域の聖職者やその他の宗教組織の代表者は、宗教執行委員会や地域の民間防衛局長が決定する方法で、直接あるいは教会の経路を通じて、地域の聖職者や宗教組織代表と連絡する。

3.9 教会の管轄権の制限に従い、聖職者の運営活動及び民間防衛に関するその他の宗教活動に参加する人々は、自分の地域（教区、近隣、あるいは都市）、または指示に従って他の地域で活動できるようにすること。敵の攻撃の際に、地域から離れた場所での活動が必要な場合、聖職者の運営活動の責任者の管轄下に入る。

3.10 我々のいかなる都市に広範囲の災害が発生した場合、他地域からの聖職者が被災地域支援に派遣されることがある。

計画

3.11 聖職者の民間防衛への参加計画は、地域の民間防衛組織と協力して慎重に作成すること。各人は、民間防衛の攻撃前フェーズと攻撃後フェーズの両方で、自分が何をすることが期待されるかを事前に知っておくこと。相互扶助と移動支援の計画にも、聖職者のさまざまな機能を提供すること。

3.12 大規模な地域では、聖職者は地域の民間防衛組織の不可欠な部分を形成する必要がある。

3.13 聖職者は、民間防衛部員の範囲と組織に精通し、レスキュー、監視員、医療、非常時福祉などの活動で必要とされる職務についての実用的な知識を持っていること。聖職者は、可能なら、民間防衛組織の準備状況を検証するために開催される訓練や演習に参加すること。

3.14 小規模な地域では、計画は非公式に行い、必要に応じて聖職者活動が考慮される。

宗教施設

3.15 宗教施設（病院、学校、レクリエーションセンターなど）は、地域の民間防衛に重要な貢献ができる。彼らの工場や施設は、会議や訓練の演習だけでなく、聖職者やその他の宗教活動の運営活動に従事する人々の本部にも利用できる。多くの場合、他の活動はこれらの施設に集中していると思われる。たとえば、救急拠点、診療所、大規模受入センター、福祉サービスセンターなどである。地域では、宗教組織は、民間防衛局長の指示の下で、民間防衛のための地域計画に統合される。

3.16 多くの宗教施設や組織は、非常時急福祉やその他の活動を通じて民間防衛と連携する。避難者のための大規模受入や福祉サービスセンターに関して、施設の使用に関する計画を策定すること。そして組織のメンバーに非常時の責務を周知すること。

3.17 すべての宗教施設のプログラムは、地域社会への災害の可能性を考慮して検討し、民間人の保護に最も貢献するプログラムの活動あるいは側面に重点が置くこと。

準備と訓練

3.18 聖職者の有効性は、災害に先立つ慎重な計画と訓練に大きく依存する。州宗教諮問委員会は、聖職者の地方執行委員会に役立つであろう州民間防衛局長と協力して、計画と手順を策定すること。これらの計画に含めるべき事項には以下のようなものがある。(1) 非常時活動のための地域の聖職者の募集と指名。(2) 通知および連絡の方法。(3) 攻撃前フェーズでの担当者割り当て。(4) 聖職者と協力者の移動手段。(5) 聖職者の割り当てと施設の使用の教会的承認。(6) 民間防衛の全体的なプログラムにおける聖職者の指導。(7) 訓練実施と動員の計画。

3.19 州宗教諮問委員会によって策定された計画を、地域の状況に適合させ、変更が望ましいと判断した場合は地域の宗教執行委員会によって修正あるいは拡充すること。重要な考慮事項は次のとおり。(1) 運営活動のため、できるだけ多くの適格な聖職者を確保する。(2) 登録者のための指導を手配する。(3) 聖職者を牧師としてさまざまな民間防衛活動ユニットに割り当てる。(4) 聖職者は地域社会に警告する方法を熟知する。(5) 災害時の聖職者のための集合場所を設定する。(6) 攻撃警報が出たら、聖職者をポストに暫定的に割り当てる。

運営

3.20 民間防衛プログラムに参加している聖職者は、いつでも電話に出られるようにし、地域に不在が予期される場合は、聖職者の運営活動責任者に報告すること。

3.21 聖職者は、訓練に参加することに加えて、災害時に割り当てられる可能性のある施設や地域に精通する十分な機会を持っておくこと。

4.1 攻撃後、聖職者の活動は、負傷者や瀕死者や混乱している人、遺族や、家を失った人々が集中している地域で最も必要とされる。聖職者にとって重要なポストは、救急拠点、病院、遺体安置所、大規模受入及び福祉サービスセンター、そして移動支援チームである。聖職者の運営活動のメンバーには、制限区域への立入許可する特別な身分証明書が発行される。

4.2 聖職者は実行する特定の宗教的機能を持っており、極端な非常時事態を除いて他の運営活動に振り向かないこと。移動支援は聖職者の運営活動のメンバーに提供し、通信機器は聖職者の運営活動責任者に報告するように手配すること。

救急拠点

4.3 災害時の聖職者の主な義務は、重傷者や瀕死者や死者への心のケアと習的な宗教儀式を行うことである。可能な場合はいつでも、実行し儀式の書面による記録は、患者ごとに書式で作成すること。この記録は、救急拠点、病院、あるいは遺体安置所に移送されたときに犠牲者に添付すること。

4.4 非常時には、聖職者のメンバーは恐怖、敵意、悲痛、罪悪感に遭遇する。聖職者が行う特定の宗教的行為がない場合でも、人間の苦境と感情を同情的に理解することは役に立つ。聖職者は子供たちの宗教的カウンセリングに特に注意を払うこと。

4.5 現在の状況が許せば、救急拠点の近くの未使用的スペースを、小集団あるいは個人の礼拝のために確保される。これは宗教的な目的を果たすと同時に、その存在が民間防衛作業者を妨げる可能性のある人々を混雜した地域から排除することに役立つ。他の民間防衛活動で活動や存在が必要とされない人は、このスペースと付帯設備を手配するのに役立つだろう。

4.6 宗教組織は救急拠点に作業者を提供し、当直牧師は割り当てられた専門部隊の非公式の牧師と見なす。

病院

4.7 病院に割り当てられた聖職者の活動は、救急拠点に適切に提案されたものと同様である。災害が発生した場合、病院は非常に混雜し、スタッフは非常に緊張する。

聖職者は宗教的慣習に従って実行する特定の儀式と行為に加えて、患者とスタッフの安心、同情的な理解、そして心のケアやカウンセリングが必要とされる。聖職者は宗教機能を果たし、病院の患者の親戚や友人を安心させ、カウンセリングすることにより、一般的な災害状況を大幅に改善する。一部の病院では、当局は聖職者に、待機中の親戚に死亡または重大な病気について通知するように依頼することになる。

4.8 聖職者は、その活動が必要な病院の機能を可能な限り妨げないように、配置される病院に精通しておくこと。

大規模受入と福祉センター

4.9 大規模受入及び福祉に割り当てられた聖職者は、救急ステーションおよび病院に取り付けられた聖職者に規定されたものと同様の活動を行うこと。

4.10 センターの人々の間には、恐怖や悲痛や不安がある。聖職者の宗教行為は、これらの緊張の緩和に向けること。

受入エリア

4.11 聖職者は、他地域からの避難者を受け入れ、一時移住などを行う受入エリアに割り当てられる場合がある。家族の混乱、家や財産の喪失や、移住に伴う不確実性、不安、緊張には、宗教カウンセリングやその他宗教活動が必要となる。

遺体安置所

4.12。遺体安置所に配置された聖職者は、遺体の身元特定、死者の搬出及び埋葬の手配のための民間防衛手順に精通していること。

4.13 死者の身元特定と埋葬の手配は、親戚や友人の間に感情的な緊張が生じることは明らかである。聖職者は、生存者に奉仕し、死者の埋葬のための宗教的儀式の計画と実施を支援すること。

4.14 他の活動からの要請に応じて、聖職者は遺族への通知を求められることがある。犠牲者の近親者と遺族に同情的な援助を与えること。

相互扶助と移動支援

4.15 民間防衛活動の一環として、他地域から被災都市への相互扶助が求められる場合がある。その場合、聖職者は、被災地に派遣された相互扶助および移動支援チームに配置される。

以下の連邦民間防衛局出版物は、ワシントン 25. DCの米国政府印刷局文書監督官が販売している。

1. 合衆国民間防衛(1950) 25セント, 168ページ 合衆国の民間防衛の国家組織計画

管理ガイド

1. 産業界等の民間防衛 Pub. AG 16-1 (1951) 25セント, 64ページ 工業プラントとオフィスビルと店舗と集合住宅とその他の民間防衛自衛計画の組織と管理計画

2. 医療と特殊兵器防衛 Pub. AG 11-1 (1950) 60セント 284ページ 基礎医療および特殊兵器防衛（原子・生物・化学兵器）についての州および自治体の防衛計画の組織方法

3. 警察 Pub. AG 10-1 (1951) 20セント, 48ページ 警察民間防衛の組織および指揮に関する州および自治体の民間防衛担当者のための基礎ガイド

4. 民間防衛運営原則 Pub. AG 8-1 (1951) 20セント, 48ページ 相互支援と機動支援作戦の計画および組織の基礎ガイド

5. 救急 Pub. AG 1401 (1951) 15セント, 32ページ 救急活動とレスキューチーム訓練の組織および指揮に関する州および自治体の民間防衛担当者のための基礎ガイド

6. 民間防衛担当者 Pub. AG 7-1 (1951) 20セント, 48ページ 民間防衛担当者の選定・組織・訓練・装備に関する民間防衛管理者のための基礎ガイド

一般向けブックレット

1. 生命を救う非常時行動 Pub. PA-5 (1951) 5セント, 32ページ 負傷者の非常時看護のための初心者向け実践指示

2. 世帯主のための消防 Pub. PA-4 (1951) 5セント, 32ページ 火災発生と防火方法と消火方法についての世帯主のための基礎ガイド

3. これが民間防衛だ Pub. PA-3 (1951) 10セント, 32ページ 民間防衛を成功に導く全米民間防衛計画とボランティアの役割の概説

4. 生物兵器について知っておくべきこと Pub. PA-2 (1951) 10セント 32ページ 生物兵器攻撃を受けたときの生存テクニック

5. 核攻撃を生きのびる (1951) 10セント, 32ページ 核攻撃を受けたときの生存テクニック

その他

1. 空襲の火災の影響 (1950) 15セント, 45ページ 第2次世界大戦のときの空襲データの概要と大火災を防止するための火災に対する都市の脆弱性対策

2. 学校および大学についての暫定民間防衛指示 Pub. TEB 3-1 (1951) 30セント, 32ページ 民間防衛訓練教育計画についての教育機関責任者のためのガイド

3. 戦時火災のときの水の確保 Pub. TM 9-1 (1951) 10セント, 16ページ 戰時の非常用水の必要に応じた水の確保量を増やす計画